

提出日： 2025 年 4 月 12 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
戦略経営研究科	教授	杉浦宣彦

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。
	1. 2024年4月 1日 ～ 2025年3月31日
	2. 2024年9月 1日 ～ 2025年8月31日
	3. 2024年4月 1日 ～ 2024年9月20日
	4. 2024年9月21日 ～ 2025年3月31日
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。
	冒頭 2 ヶ月程度、同時期に開催されていた金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」のメンバーでもあったこともあり、わが国の暗号資産等の法制度を再検討し、2024 年 11 月より翌年 2 月 28 日まで韓国・ソウル国立大学ロースクールアジア太平洋法制センターにて韓国ならびに諸外国の特に新たな金融サービスに関連しての法規制や市場の実情について調査・研究をした。特に、韓国内で最大の暗号資産交換所へのヒヤリングや、韓国銀行、韓国証券取引所、韓国金融研究所、韓国証券金融会社などとの意見交換などを通じて、暗号資産のみならず、暗号資産・ステーブルコインなどを用いた決済や資金調達方法についても検討を行った。滞在先のソウル大学もロースクールやビジネススクールで、この分野の研究を行い、かつ、政府の委員会メンバーをしている研究者が多く、そこで、また、そこでの紹介を受けて多くの研究者との意見交換や情報提供を受けることができた。 また、そこでの交流がきっかけで、滞在期間に、わが国の暗号資産法制などについて比較法的観点から講演する機会を複数得ることができ(ソウル大学、韓国金融研究所、国立順天大学など)、多くの研究者が日本の状況に関心があったことから、いずれも好評を得ることができた。 さらに、本年秋に刊行される予定の近年の電子金融取引に関してのソウル大学関係者中心で執筆される本の共著者にも選ばれ、現在、鋭意、執筆中である。
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。
	従来から韓国と日本の金融法制の類似性が指摘されていたが、ここ 15 年程度の間には相当な違いが生まれてきているというのが、自分の主張であったが、今回、特に暗号資産法制の比較を通じて、両国の金融商品・ツールの利用の違いに伴って元々類似性が高かったものがどんどんと差が開いていく(=違いが出てくる)状況が改めて確認できた。反面、両国で共通しているのは、資金調達の新たな手法としてこのような新しい金融ツールをコスト面や効率面のメリットを背景に利用していこうという方針が政府関係者にある、また、その方向での研究等が進められていることも分かった。また、多くの研究者や

	金融機関の人との交流を通じて改めて、研究情報のネットワークを再構築できた。 加えて、韓国金融法関連の本の翻訳を開始するなかで、変化しつつある金融法制のテキストの構成をどのようにすればよいかなどについてもヒントを得ることができた。
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。 ① 今回の研究成果の一部は、上述のようにこの秋にソウルなどで開催される学会・講演会で一部を発表・刊行される予定である。 ② また、今年度中に「韓国金融法」のテキスト翻訳を終了し同時に、わが国の金融法に関する執筆も再開する。 (なお、支払決済法制における研究の一部は、既に「現代消費者法 No66 2025 年 3 月」により刊行されている。)